

改正

昭和60年3月30日条例第10号

平成10年9月25日条例第28号

平成15年3月10日条例第3号

平成15年3月10日条例第9号

平成21年3月31日条例第8号

令和2年3月26日条例第8号

青梅市美術館条例

(設置)

第1条 市民の美術の振興を図るため、美術館（以下「館」という。）を設置する。

2 館の名称および位置は、別表第1のとおりとする。

(管理)

第2条 館は、青梅市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(事業)

第3条 館は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 美術作品その他の美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）の収集、保管、展示および利用に関すること。
- (2) 美術に関する調査および研究に関すること。
- (3) 美術に関する図書の収集、保管および利用に関すること。
- (4) 美術に関する講演会、講習会等の主催および援助に関すること。
- (5) 館の使用に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な事業

(観覧料)

第4条 委員会が指定した展示室の美術作品等を観覧しようとする者は、別表第2に定める観覧料を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、観覧料を減額または免除することができる。

(入館の制限等)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、委員会は、入館を禁じ、または退館させることができる。

(1) 他人に迷惑をかけ、または展示品もしくは施設、設備等を損壊するおそれがあると認めるとき。

(2) 前号のほか、管理上支障があると認めるとき。

(使用の承認)

第6条 館を使用しようとする者は、委員会の承認を受けなければならない。

2 委員会は、館の管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しない。

(1) 公益を害し、または風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号のほか、委員会が不適當と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第3に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用料を減額または免除することができる。

(使用承認の取消し等)

第9条 委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消し、または使用を中止させることができる。

(1) この条例またはこれにもとづく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的または使用の条件に違反したとき。

(3) 前2号のほか、委員会が必要と認めるとき。

2 前項の場合、使用者において損害を生じることがあつても、委員会は、その賠償の責めを負わない。

(観覧料等の不還付)

第10条 既納の第4条に規定する観覧料および第8条に規定する使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他観覧者または使用者の責めによらない理由により、観覧または使用ができなかつたとき。
- (2) 委員会が公益上その他やむを得ない理由により使用を取り消し、または使用を中止させたとき。
- (3) 使用者が使用を開始する7日前までに使用の取消しの申出をし、委員会がこれを承認したとき。

(休館日)

第11条 館の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日、日曜日および土曜日でない日とする。
- (2) 1月1日から同月3日まで
- (3) 12月29日から同月31日まで

(使用期間)

第12条 館は、同一人が同一施設を引き続き7日以上使用することはできない。ただし、委員会が特に必要と認めるときまたは管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(開館時間)

第13条 館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、これを短縮または延長することができる。

- (1) 美術作品等の観覧の時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (2) 美術に関する講演会、講習会等に施設を使用する時間は、午前9時から午後10時までとする。

(目的外使用の禁止)

第14条 使用者は、承認を受けた目的以外に館を使用してはならない。

(使用权の譲渡禁止)

第15条 使用者は、使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

(設備変更等の禁止)

第16条 使用者は、館に特別の設備をし、または変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 使用者は、使用を終了したときは、ただちに設備を原状に復さなければならない。第9条の規定により使用を中止させられ、または使用承認を取り消されたときも、また同様とする。

(損害賠償)

第18条 観覧者または使用者は、美術作品等もしくは施設、設備等に損害を生じさせたときは、委員会が相当と認める額を賠償しなければならない。

(販売行為等の禁止)

第19条 何人も館およびその敷地内において、物品の販売行為等をしてはならない。ただし、委員会の許可を受けたときは、この限りでない。

(職員)

第20条 館に館長のほか必要な職員を置く。

(運営委員会)

第21条 館の運営に関する基本的事項を協議するため、青梅市美術館運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、委員7人をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から、委員会が委嘱する。

(1) 学校教育および社会教育の関係者 4人

(2) 知識経験者 3人

4 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第22条 運営委員会に委員長および副委員長を置く。

2 委員長および副委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、会務を総理し、運営委員会を代表する。

第23条 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させその意見を聴き、または委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和59年9月規則第16号で、同59年10月1日から施行)

付 則（昭和60年 3 月30日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和60年 4 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例施行の際、この条例による改正前のそれぞれの条例の規定によりすでに使用の承認を受けた者（青梅市民会館のホールの使用の承認を受けた者を除く。）の使用料については、なお従前の例による。

付 則（平成10年 9 月25日条例第28号）

この条例は、平成10年10月 3 日から施行する。

付 則（平成15年 3 月10日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の（中略）青梅市美術館条例第21条第 3 項第 1 号の規定にもとづき委嘱された委員（中略）で、この条例の施行の日の前日に現に委員である者の任期の満了日は、改正前の（中略）青梅市美術館条例第21条第 4 項（中略）の規定にもとづき当該委嘱時に決定した任期の満了日にかかわらず、平成15年 3 月31日とする。

付 則（平成15年 3 月10日条例第 9 号）

この条例は、平成15年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成21年 3 月31日条例第 8 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（青梅市美術館条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 この条例による改正後の青梅市美術館条例の規定は、平成22年10月 1 日以後に青梅市美術館を使用する者の使用料から適用し、同日前に青梅市美術館を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

付 則（令和 2 年 3 月26日条例第 8 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において委員会規則で定める日から施行する。

(令和2年7月教委規則第12号で、同2年9月5日から施行)

別表第1 (第1条関係)

| 名称           | 位置                  |
|--------------|---------------------|
| 青梅市立美術館      | 東京都青梅市滝ノ上町1,346番地の1 |
| 青梅市立小島善太郎美術館 | 東京都青梅市滝ノ上町1,346番地の1 |

別表第2 (第4条関係)

| 区分                  |                      | 個人  | 団体<br>(20人以上) |
|---------------------|----------------------|-----|---------------|
| 常設展観覧料<br>(1人1回につき) |                      | 円   | 円             |
|                     | 大人                   | 200 | 160           |
|                     | 小人<br>(中学生以下)        | 50  | 40            |
| 特別展観覧料<br>(1人1回につき) | 1,000円以内で、委員会が別に定める。 |     |               |
| 共通観覧料<br>(1人1回につき)  | 大人                   | 600 | —             |
|                     | 小人                   | 200 | —             |
|                     | (中学生以下)              |     |               |

備考

- 1 学齢に達しない者は、無料とする。
- 2 上記の金額は、青梅市立美術館および青梅市立小島善太郎美術館を合わせ、1人1回の観覧料とする。
- 3 共通観覧料とは、青梅市吉川英治記念館ならびに青梅市立美術館および青梅市立小島善太郎美術館における常設展開催時にそれぞれ1回入館できる共通の観覧料をいうものとする。
- 4 共通観覧料で観覧を行うことができる有効期限は、観覧料を支払った日から当該年度の末日までとする。

別表第3 (第8条関係)

| 区分 | 定員 | 午前      | 午後        | 夜間         | 全日         |
|----|----|---------|-----------|------------|------------|
|    |    | 午前9時～正午 | 午後1時～午後5時 | 午後6時～午後10時 | 午前9時～午後10時 |

|         |    |     |     |     |        |
|---------|----|-----|-----|-----|--------|
| 第 1 研修室 | 人  | 円   | 円   | 円   | 円      |
|         | 30 | 600 | 800 | 800 | 2, 200 |
| 第 2 研修室 | 30 | 600 | 800 | 800 | 2, 200 |
| 第 3 研修室 | 30 | 600 | 800 | 800 | 2, 200 |
| 第 3 展示室 | 30 | 600 | 800 | 800 | 2, 200 |

#### 備考

- 1 使用時間の延長は、管理上支障のない場合で、当該延長時間が 1 時間未満に限り承認し、この場合は、使用料に100分の30を乗じて得た額を追徴する。
- 2 午前と午後または午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 3 第 1 展示室、第 2 展示室および館に付属する器具等の使用料については、委員会が別に定める。